

運行管理者の方向け

アルコール依存症への対応



国土交通省 中部運輸局

公開している講演資料一覧

講演資料はMission 1st運動のページからダウンロードできます。是非ご活用ください。

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>



平成30年

4～6月期講演資料（テーマ：点呼）

7～9月期講演資料（テーマ：適性診断）

10～12月期講演資料（テーマ：健康管理）

平成31年（令和元年）

1～3月期講演資料（テーマ：ハード面の安全対策）

4～6月期講演資料（テーマ：点呼）

7～9月期講演資料（テーマ：指導監督）

10～12月期講演資料（テーマ：ドラレコ活用）

令和2年

1～3月期講演資料（テーマ：車両の点検整備）

4～6月期講演資料（テーマ：運転者に対する指導監督～予測・回避～）

7～9月期講演資料（テーマ：手続き・確認をお忘れなく）

10～12月期講演資料（テーマ：右折による死傷事故を減らす）

令和3年

1～3月期講演資料（テーマ：右折による死傷事故を減らす（最近の右折事故事例））

4～6月期講演資料（テーマ：点呼）

7～9月期講演資料（テーマ：飲酒運転防止1）

10～12月期講演資料（テーマ：飲酒運転防止2）

令和4年

1～3月期講演資料（テーマ：健康管理）

4～6月期講演資料（テーマ：適性診断・管理者講習）

7～9月期講演資料（テーマ：点呼）



（今回公開）10～12月期講演資料（テーマ：アルコール依存症への対応）

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改訂について

令和4年3月25日改訂

運転者の指導・監督時の実施マニュアルへのアルコール依存症に関する記載を拡充し、**事業者・運行管理者がアルコール依存症に関する理解を深め、飲酒傾向の強い運転者に対する適切な指導・監督の実施**につなげる。

【記載を拡充するポイントと狙い】

■ アルコール依存症に関する基礎知識【記載拡充】

- ・ アルコール依存症の症状等をイラスト付きで細かく解説し、理解促進。
- ・ スクリーニングテストの内容を掲載し、自己判定を可能に。

■ 飲酒傾向の強い者に対する対応方法の例【新規記載】

- ・ 周囲の適切なサポートが必要な旨を明記し、具体的内容の例を記載。
- ・ 専門機関の相談窓口がある旨を事業者に情報提供。

■ 治療法等の医学的知見【新規記載】

- ・ アルコール依存症の治療方法を情報提供し、治療法が存在するという事実を共有することで、飲酒についての意識変革を促進。

■ 事業者独自の取組事例【新規記載】

- ・ 他事業者での取組の参考となるよう、調査した事業者独自の取組事例の詳細を情報提供し、業界全体の自主的な取組を促進。



【各業態の指導・監督マニュアルにそれぞれ追記】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html#press20120410>

- アルコール依存症は、多量の飲酒を続けることで脳の機能が変化して、自分では酒の飲み方（飲む量、飲む時間、飲む状況）をコントロールできなくなる病気です。
- アルコール依存症になると、運転業務がある場合でも、飲みたい気持ちが抑えられなくなり飲酒量が増えるため、体や心に健康問題を引き起こし、飲酒運転事故を発生させてしまう可能性もあります。
- アルコール依存症は、「大切にしていた家族、仕事、趣味などよりも飲酒をはるかに優先させる状態」になります。具体的には、離脱症状（禁酒や減酒による不眠・発汗・手のふるえ・血圧の上昇・不安・いらいら感など）がみられる、健康問題等の原因が飲酒とわかっていながら断酒ができない、などの症状が認められます。

1. 渴望



✓ 隠れてでも飲んでしまう



✓ 仕事中でも酒の事ばかり考えている



✓ 仕事が終わったら 1 人でも必ず飲みに行く
✓ 仕事中でも飲んでしまう
✓ お酒が手元にないと不安
✓ お酒のためなら面倒くさがらずに出かけられる

2 飲酒行動のコントロール不能

- ✓ いつも泥酔するまで飲んでしまう
- ✓ 休肝日と決めても飲んでしまう
- ✓ 飲み始めたら止まらない
- ✓ 前もって決めていた量以上に飲んでしまうことがしばしばある (たとえば 2 杯までと決めていたのに 3、4 杯飲んでしまう)



3 離脱症状



✓ イライラする



✓ 吐き気をもよおす



✓ 微熱がある

✓ 手がふるえる



✓ 頭痛



✓ 眠れなくなる

✓ 寝汗をかく



✓ 食欲がない
✓ 脈が速くなる
✓ 迎え酒をする

4 耐性の増大



- ✓ 飲む量が増えている※
- ✓ たくさん飲まないと酔えなくなった

※ 習慣的に飲酒するようになってから、飲酒量が純アルコール量で女性 40g 超、男性 60g 超、かつ 50%以上増加

5. 飲酒中心の生活



- ✓ 1 日中飲んでいる
- ✓ 1 日中酔いが続いている
もしくは酔いからさめているのに多くの時間を使っている



- ✓ 趣味などの活動より
お酒を優先させる

6. 有害な使用に対する抑制の喪失



- ✓ 医師から、うつがひどくなるため飲酒を止められているのに飲んでしまう



- ✓ 健康診断で指摘されているのに飲んでしまう

アルコール依存症のICD-10 診断ガイドライン

過去 1 年間に以下の項目のうち 3 項目以上が同時に 1 か月以上続いたか、または繰り返し出現した場合

- 1 飲酒したいという強い欲望あるいは脅迫感
- 2 飲酒の開始、終了、あるいは飲酒量に関して行動をコントロールすることが困難
- 3 禁酒あるいは減酒したときの離脱症状
- 4 耐性の増大
- 5 飲酒にかわる興味を無視し、飲酒せざるをえない時間やその効果からの回復に要する時間が延長
- 6 明らかに有害な結果が起きているにもかかわらず飲酒

WHO では「ICD-10」診断ガイドラインを定めており、6 項目のうち 3 項目に当てはまれば依存症と診断
されます。

- 「2」の典型は連続飲酒です。
- 「4」は酩酊効果を得るための量が以前より明らかに増えているか、
または、同じ量では効果が明らかに下がっている場合です。
- 「6」では、本人が有害性に気づいているにもかかわらず飲み続けていることを確認します。

2022年以降に適用予定の「ICD-11」では診断項目がコンパクトに集約され、下記3項目のうち
2項目があてはまれば、依存症と診断します。

- コントロール障害
- 飲酒中心の生活
- 離脱症状や耐性など

現時点で離脱症状がなくても、多量飲酒を続けていると耐性が上がり、アルコール依存症を発症する危険性があります。

アルコール依存症の早期発見のツールとして、スクリーニングテストが使われることがあります。このテストは本人が回答して評価するように作成されており、点数配分などで本人の否認傾向も考慮されています。本人にアルコール依存症を気づかせるために、また、家族が本人の飲酒問題の程度を知るために使用するのには目的にかなっています。

しかし、あくまでスクリーニングに使用するもので、診断基準ではないことに注意が必要です。

わが国では現在、新久里浜式アルコール症スクリーニングテスト（新 KAST）、アルコール使用障害同定テスト（Alcohol Use Disorders Identification Test; AUDIT）などがよく使われています。

新久里浜式アルコール症スクリーニングテスト：男性版（KAST-M）

(http://www.mhlw.go.jp/kokoro/speciality/detail_alcohol_test1.html)

新久里浜式アルコール症スクリーニングテスト：女性版（KAST-F）

(http://www.mhlw.go.jp/kokoro/speciality/detail_alcohol_test2.html)

AUDIT は WHO により作成されたテストで、多くの国々でその妥当性が確認されています。

厚生労働省：e-ヘルスネット（AUDIT） (<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/alcohol/ya-021.html>)

次ページには、新久里浜式アルコール症スクリーニングテスト（新KAST）が記載されています

新久里浜式アルコール症スクリーニングテスト：男性版（KAST-M）

(http://www.mhlw.go.jp/kokoro/speciality/detail_alcohol_test1.html)

	最近6ヶ月の間に以下のようなことがありましたか	はい	いいえ
1	食事は1日3回、ほぼ規則的にとっている	0点	1点
2	糖尿病、肝臓病、または心臓病と診断され、その治療を受けたことがある	1点	0点
3	酒を飲まないで寝つけないことが多い	1点	0点
4	二日酔いで仕事を休んだり、大事な約束を守らなかったりしたことがある	1点	0点
5	酒をやめる必要性を感じたことがある	1点	0点
6	酒を飲まなければいい人だとよくいわれる	1点	0点
7	家族に隠すようにして酒を飲むことがある	1点	0点
8	酒が切れた時に、汗が出たり、手が震えたり、イライラや不眠など苦しいことがある	1点	0点
9	朝酒や昼酒の経験が何度かある	1点	0点
10	飲まないほうがよい生活が送れそうだと思う	1点	0点
合計			点

×合計点が4点以上

アルコール依存症の疑い群: アルコール依存症の疑いが高い群です。専門医療の受診をお勧めします。

△合計点が1～3点

要注意群: 飲酒量を減らしたり、一定期間禁酒をしたりする必要があります。

医療者と相談してください。ただし、質問項目1番のみ「いいえ」の場合には、正常群とします。

○合計点が0点

正常群

アルコール依存症は、本人は自覚がなく気づきにくいいため、本人の意志でコントロールしようとしても度々失敗します。

本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、周囲の人の適切なサポートが必要です。

サポート時は以下の情報を参考にしてください。

<職場全体として>

- ✓ 孤立を解消する
- ✓ 叱責しない
- ✓ あまりに世話をやきすぎない
- ✓ 健やかな人間関係を作る
- ✓ たった1杯のアルコールでも勧めない

<事業者として>

✓ アルコール依存症に関する正しい理解

✓ 飲酒運転違反者に対するプログラムの紹介

- ・警察庁による、飲酒運転違反者に対する運転免許取消処分者講習カリキュラム内の多量飲酒・依存症に対する介入プログラム
- ・法務省による、飲酒運転により保護観察下にある者に対する多量飲酒・依存症の教育プログラム

✓ 専門機関への相談

・地域の相談窓口

依存症に関する本人や家族からの相談や悩みを受け付けています。

◆全国の保健所・精神保健福祉センター

・民間団体（自助グループ・支援団体）

自助グループでは、本人または家族同士が体験を共有しながら、回復を目指します。
支援団体では相談を受け付けています。

◆（公社）全日本断酒連盟【当事者・家族】 03-3863-1600

◆AA（アルコホーリクス・アノニマス）【当事者】 03-3590-5377

◆アラノン【家族・友人】 03-5483-3313

◆家族の回復ステップ12【家族・友人】 090-5150-8773

・指定病院での受診

事業者指定の病院を、予め決定しておきます。

⇒専門機関へ相談することにより、以下のような治療が受けられる可能性があります。

- 心理社会的治療
 - ◆動機づけ面接
 - ◆認知行動療法
 - ◆自助グループによる体験談の語らい
 - ◆入院社会復帰プログラム（ARP）
- 薬物治療
 - ◆離脱症状の治療
 - ◆飲酒行動の改善のための薬物療法
 - ◆中枢神経に作用し、飲酒欲求などを抑える薬物治療

※実際の治療では、複数の心理社会的治療や薬物療法を組み合わせで行われることが多いようです。

1. 専門医の受診

点呼時にアルコールの反応が出た運転者に対し、**会社指定の病院で専門医を受診**させる例がありました。医師によるヒアリングや採血の後に、禁酒が指示され、後日の再採血で指示が守られていないことが判明した場合はアルコール依存症の治療を受けることになるようです。

インターネット等で発見した『依存症専門医療機関』『依存症治療拠点機関』から治療実績等により病院を選定し、事前に病院側に事業者の取組の趣旨を説明しているようです。

2. 独自マニュアルの作成

関係省庁や業界団体のホームページ等の情報を参考に、アルコールの分解に要する時間等の**飲酒にあたっての留意点や事故事例、関係法令、飲酒運転が会社や同僚に及ぼす影響**をまとめている例がありました。

例えば、①イラストや表を活用することで文字量を削減してわかりやすさを追求する例、
②地元の役者が方言で演じる10分程度のDVDを作成して伝わりやすさを追求している例、
③討議やクイズ等、運転者自身が考える形式で指導している例がありました。

3. 家族宛の文書の発出

毎月の給与明細に同封する「**社長通信**」を**従業員の家族に読んでもらう**ことを通じて、家族に会社の考え方や方針を発信し、協力してもらう例がありました。

また、入社時に、飲酒運転に関する内容が記載された**誓約書に、家族（配偶者等）から署名**してもらう例がありました。

さらに、署名を求めるだけでなく、処分内容や給料等への影響を記載した書面を発出している例もありました。

4. 既存教材の活用

業界団体が制作した研修テキスト、セミナーで入手したテキスト、『政府インターネットテレビ』の映像等の関係省庁のホームページ、動画共有サイトの映像、DVD等の**既存資料を活用**している例がありました。

指導時には実際の事例を交えながら、**自社のケースに置き換えて指導**している例がありました。また、文字ばかりにならないよう教材を選択したり、酔っている状態を再現できる**体験型の機器を活用**する例もありました。

※これらの内容は令和3年度第1回「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」資料2のP.9で紹介しています。

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000059.html)

※政府広報オンラインウェブサイト「暮らしに役立つ情報」より

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201803/2.html>)

※厚生労働省ウェブサイト「みんなのメンタルヘルス総合サイト」より

(<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html>)

※一般社団法人日本損害保険協会ウェブサイト「飲酒運転防止マニュアル」より

(https://www.sonpo.or.jp/report/publish/bousai/trf_0003.html)

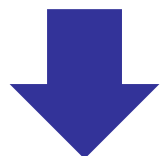
※一般社団法人日本生活習慣病予防協会ウェブサイト「生活習慣病とその予防」より

(<http://www.seikatsusyukanbyo.com/prevention/drinking.php>)

3. 法令等の改正・お知らせ

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ **旅客（バス）**

8月22日(月)午前10時12分頃、愛知県的高速道路において、乗合バスが乗客7名を乗せ運行中、高速道路を降りようとした際、当該道路の本線と出口へ向かう道路とが分岐する分離帯に衝突し、横転・炎上した。更に、後方から走行してきた乗用車が当該事故に巻き込まれた。この事故により、当該バスの運転者と乗客の計2名が死亡し、当該バスの乗客6名と乗用車の運転者の計7名が軽傷を負った。



国土交通省は、あらためてバスの安全対策及び事故防止の徹底を図られるよう、通達を発出

高速乗合バスの安全確保の徹底について（令和4年8月22日付国自安第70号）

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - （1）確実に点呼を実施すること
 - （2）乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - （3）適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令順守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

通達「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部が改正されました

事故の直接的推定原因が「**居眠り**」または「**漫然運転**」で、
かつ

- 事故以前から睡眠時無呼吸症候群を発症しており、事故当時も治療を継続
- 事故前の症状等から、睡眠時無呼吸症候群を発症していたと推定
- 事故後の診察により事故当時睡眠時無呼吸症候群を発症していたとの診断結果

等、当該運転者が事故当時、睡眠時無呼吸症候群を発症または発症の疑いがもたれた場合、
自動車事故報告書とともに当該通達の**別表2「運転者の健康状態に起因する事故の調査事項」**の提出が必要となりました。

自動車事故報告書等の取扱要領

別表2 運転者の健康状態に起因する事故の調査事項

1. 事業者

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 営業所の名称及び住所
- (3) 事業の種類
- (4) 営業所の運転者数及び車両数

2. 事故等の概要

- (1) 発生年月日
- (2) 発生場所
- (3) 道路の状況 ①道路名 ②幅員 ③勾配 ④道路の形態等
- (4) 車両 ①登録番号 ②車名 ③型式 ④年式
- (5) 運転者 ①氏名 ②年齢 ③経験年数 ④採用年月日 ⑤選任年月日
- (6) 事故等の状況(当日の運行状況及び車両停止に至った状況を含む)
- (7) 損害
- (8) 推定原因
- (9) 事故処理の状況

自動車運送事業者における

睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル

～SAS対策の必要性和活用～

(平成27年8月25日国土交通省自動車交通局)

もご利用ください。

<https://www.mlit.go.jp/common/001101506.pdf>

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

自動車運送事業者向けのマニュアルが策定及び改正されました

① 「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」が策定されました

- 事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案は依然として多く発生しています。その中で高度の視野障害を有する運転者が、自身の疾患に気付かず運転を継続している場合、信号や標識を見落とすなどにより、重大事故を引き起こす可能性が高まります。
- 運転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」が策定されました。

自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル【概要版】

本マニュアルの狙い

- 運転者の視野障害が運転リスクとなることを周知し、交通事故を防ぐために事業者が取り組むべき内容について理解を促す。
- 眼科健診・眼科精密検査と治療、そして受診前の準備から受診後の対応までの一連の流れを具体的に示し、視野障害の早期発見・治療継続を促進する。

視野障害を自覚しないまま運転を継続していると・・・

信号や歩行者等を見落として、重大事故を引き起こす原因になりかねません！

部分的な視野欠損

信号が見えていない

視野狭窄

歩行者や自転車が見えていない

視野(見える範囲)が狭くなったり、一部が欠けたりする視野障害は、症状が進行するまで自覚しにくいという特徴があります。

視野障害の早期発見・治療の継続が重要

<視野障害の原因疾患>
2018年、18才以上の視覚障害者手帳

Morizane Y et al. Jpn J Ophthalmol

本マニュアルのポイント

知識

1章

- ★ 視野が狭くなったり一部欠けたりする視野障害を自覚せずに運転を続けることで重大事故を起こす可能性がある。
- ★ 視野障害の早期発見と治療の継続により、運転者の運転寿命を延伸できる。

実践

視野障害の早期発見と運転寿命を延伸するための実施事項

2章-1 運転者への理解促進

事業者が実施

運転者に対して、視野障害に関する理解を促すため、社内教育や施策（簡易スクリーニング検査手法の導入・実施等）を実施する。

2章-2 眼科健診の受診と対応

眼科健診の実施

定期健康診断において、視力検査のほか、眼圧検査・眼底検査等の追加検査（眼科健診）を勧める。健診で異常あり、または異常の疑いがある場合は、眼科精密検査の受診を指導する。

2章-3 視野障害に関する注意すべき症状の把握

事業者が実施

「疾患を見逃さないために注意すべき症状」について運転者に周知する。また、日頃から点呼等で症状の有無を確認し、症状が現れた場合は、眼科精密検査の受診を指導する。

眼科精密検査の受診を指導する

4章-5 個別の状況判断および産業医との相談の上、就業上の措置（運転指導や経過観察等）を講じる

事業者が実施

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000491.html

または

「自動車運送事業者における視野障害対策」で検索願います。

社内での眼科健診の受診・眼科精密検査の受診を検討し、運転者が健康で安全に業務ができる職場環境にしましょう。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

自動車運送事業者向けのマニュアルが策定及び改正されました

② 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部が改訂されました

1. 背景・必要性

事業用自動車による飲酒運転の根絶に向けて、「事業用自動車総合安全プラン」に飲酒運転ゼロを掲げて各種取組を実施してきたところであるが、未だ根絶に至っていません。

また、令和3年6月に発生した飲酒した運転者による自家用トラックの事故を受けて取りまとめられた「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」(令和3年8月4日「第2回交通安全対策に関する関係閣僚会議」決定)において、「運転者の指導・監督時の実施マニュアルにアルコール依存症関係の記載について拡充すること」とされているところです。

これらの状況を踏まえると、飲酒傾向の強い運転者に対する適切な指導監督の実施に参考となる情報を記載することが必要であることから、アルコール依存症に関する基礎知識の記載を拡充するとともに、対応方法の例、治療法等の医学的知見や運送事業者の取組事例を新たに記載することとしました。

2. 改訂内容

アルコール依存症に関する基礎知識【記載拡充】

対応方法の例【新規記載】

治療法等の医学的知見【新規記載】

運送事業者の取組事例【新規記載】

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う
一般的な指導及び監督の実施マニュアル
《第1編 概要編》



トラック事業者編

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

または

「指導監督実施マニュアル」で検索願います。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ **旅客（バス）**

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について 令和4年4月22日

新型コロナウイルス感染症の影響拡大により著しく需要が減少している中、運転者がバスの運転業務から離れていることによる運転技能の低下や、車両の定期点検の未実施等、輸送の安全が確保されているかが懸念されます。つきましては、下記について徹底をお願いいたします。

- 1. 事業者は、運行管理者に対して確実な点呼の実施、乗務員の健康状態の把握等運行管理業務を適切に実施するよう徹底すること。
- 2. 運行管理者は、一定期間運転業務から離れている運転者が運転業務を行う前には、運転者に対して実技等による指導及び監督を実施した上で運転業務を再開させること。
- 3. 事業者は、車両の点検整備を確実に実施すること。

乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

令和4年5月6日

令和4年4月28日、**高速乗合バス運転者が運転中にスマートフォンを操作し、乗客より注意を受けるという事案が発生。**

事業用自動車の運転者、特に多数の旅客の命を預かるバス事業者においてこのような安全を軽視する行為を行ったことは極めて遺憾であります。

改めて乗務中のスマートフォンの操作の禁止について徹底するとともに、同種事案の再発防止に努めていただくよう徹底をお願いいたします。

自動車交通部自動車監査官からのお知らせ

旅客（タクシー）

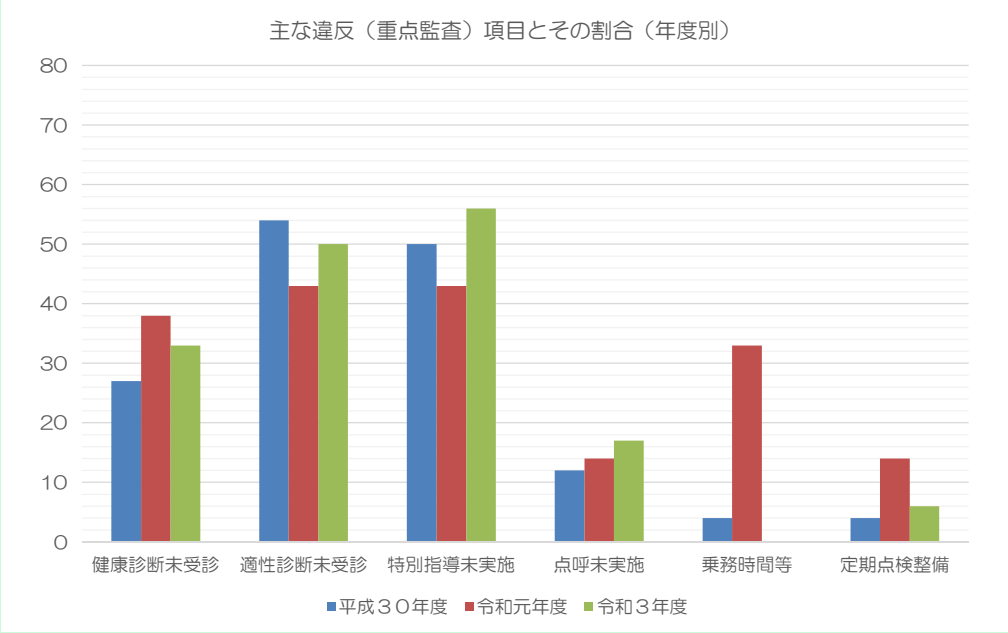
令和4年1月に実施したタクシー事業者に対する集中監査月間の結果、中部運輸局管内407事業者（令和3年3月31日現在）のうち24事業者に対して監査を実施し、18事業者について法令違反を確認しました。

特に「健康診断未受診」、「適性診断未受診」、「適性診断結果に基づく特別指導の未実施」について、多くの違反を確認しました。

引き続き**適性診断**や**健康診断**の受診及び診断結果に基づく**指導の徹底**をお願いします。

法令違反の状況

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	重点監査項目に係る違反状況					
			健康診断未受診	適性診断未受診	特別指導未実施	点呼未実施	乗務時間等	定期点検未実施
愛知	8	7	2	5	5	2	—	1
静岡	4	4	2	3	3	—	—	—
岐阜	6	3	2	1	1	—	—	—
三重	3	2	—	—	—	—	—	—
福井	3	2	—	—	1	1	—	—
計	24	18	6	9	10	3	—	1
令和元年度計	34	21	8	9	9	3	7	3



自動車交通部旅客第一課からのお知らせ

旅客（バス）

○乗合バス事業者様へ

中部運輸局管内で、最近次の事例の発生が散見されています。同様事例が発生しないよう、社内管理体制の確認や運転者指導の徹底をお願いします。

① 路線バスにおいて、乗客がいないため終点手前で運行中断し帰庫してしまった事例

→ **別紙チラシ（次のスライドをご参照ください）**

② 運転者が終点等で車内点検を確実に実施せず、車内に乗客を閉じ込めた事例

→ 猛暑・寒冷時の長時間の車内閉じ込めは、乗客へ重大な影響を及ぼす事態も考えられます。運転者による車内点検の確実な実施、乗務後点呼時の運行管理者による運転者への確認の徹底

○貸切バス事業者様へ

実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化のため、手数料等に係る記載を追加。

① 運送の申込者に対して交付する**運送引受書**の記載事項に、当該運送に係る手数料等の額を追加（令和元年8月～）

② 毎事業年度に報告する**事業報告書**の記載項目に、手数料等を追加（令和2年4月～）

○乗合・貸切共通：旅客自動車運送事業者報告情報管理・集計システムに関する案内

対応ブラウザにかかるシステム改修が行われ、現在はMicrosoft EdgeとGoogle Chromeで利用可能となっております。 ※Internet Explorerサポート終了のため

路線バス事業者、コミュニティバスを運営している地方公共団体のご担当者様へ

【別紙】

運行計画どおりに、路線バスを運行していますか？

～あらかじめ届出を行わず、バスの運行を中断することは違反です～

系統途中での運行中断について

- 路線バス（路線定期運行の一般バス）が、終点手前の停留所で運行を中断する事例が発生しています。
- 運行計画によらず系統途中で運行を中断することは、旅客の有無に関わらず、道路運送法（※）の違反となり、行政処分の対象となることがあります。

【運行中断に対する行政処分の状況】

平成28～30年度 5件の違反があり、行政処分（車両の使用停止等）

※道路運送法 第16条第1項（事業計画に定める業務の確保）

一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

しかし、あらかじめ手続きを行うことで、一定の場合に運行の効率化を図ることが可能です。

効率的な運行について

※詳しくは、平成18年3月23日付け事務連絡「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」（裏面）を参照。

○効率的な運行が認められる場合（一般バス）

終点停留所の一つ前の停留所に旅客が存在せず、乗車中の旅客が存在しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所まで回送する場合。



○運行計画の届出手続き

運行計画の届出内容の欄に、効率的な運行の形態、運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、あらかじめ届出することが必要。

○実施する上での留意事項

- ・ 必ず運行管理者から道路交通法に抵触しない方法で連絡及び指示を受けて回送すること
- ・ 回送の際は、関係法令に抵触することなく、地域住民にも十分配慮した方法で行うこと 等

問い合わせ先：国土交通省 中部運輸局

自動車交通部 旅客第一課（052-952-8035）

岐阜運輸支局 輸送・監査担当（058-279-3714）

愛知運輸支局 輸送・監査担当（052-351-5312）

三重運輸支局 輸送・監査担当（059-234-8411）

静岡運輸支局 輸送・監査担当（054-261-2898）

福井運輸支局 輸送・監査担当（0776-34-1602）

平成18年3月23日付け 事務連絡 「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」

記

1. 効率的な運行として認める場合

(1) 一般バス

- ① 一般バス路線における運行系統であつて、終点停留所の一つ前の停留所に乗客が存在しないことを確認し、かつ、乗車中の乗客が存在しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
- ② 一般路線における運行系統であつて、乗車専用又は降車専用のクロスロードで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存在しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存在しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。

(2) 高速バス

- ① 高速バス路線における運行系統であつて、乗車専用又は降車専用のクロスロードで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存在しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存在しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
- ② 高速バス路線における運行系統であつて、始発停留所及び乗車専用停留所において旅客を乗車させた後、終点停留所までの降車専用の停留所区間において旅客が途中停留所で全て降車し車内に存在しないことを確認した上で、帰庫又は終着地までの回送をする場合。
- ③ ①及び②に規定するもののほか、予約制を取っている運行形態であるときに、事前予約客がなく、かつ、始発停留所等において予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し、帰庫する場合。

(3) 定期観光バス

- ① 定期観光バス路線における運行系統であつて、始発停留所からの旅客の乗車が存在しないことを確認した上で、回送し、帰庫する場合。
- ② ①以外の場合であつて、予約制をとっている運行形態であるときに、事前予約客がなく、かつ、始発停留所で予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し、帰庫する場合。

2. 事業者の遵守事項

- (1) 1. の場合における運行（以下「当該運行」という。）を行う場合は、運行計画の届出内容の欄に新設・変更される具体的な運行形態及び運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、届け出ること。
- (2) 当該運行を行う場合は、あらかじめ運転基準（運輸規則第27条第1項）中「5 その他運行の安全を確保するために必要な事項」を記載し、運転手に適切な指導をすること。また、運行表（運輸規則第27条第2項）に「運行に必要な事項」を記載した上で運転者へ移行させること。さらに、乗務記録（運輸規則第25条第1項第3号）についても、乗務の終了地点及びその乗務した距離を記録するよう、運転者に指導すること。
- (3) 当該運行を行う場合は、道路交通法第71条第1項第5号に規定する運転者の遵守事項に抵触しない方法で、運行管理者との連絡及び指示を必ず受けてから回送することとし、帰庫等への道路状況についても、狭隘な道路は回避する等、関係法令に抵触することなく、また、地域住民にも十分配慮した方法で回送すること。

自動車交通部貨物課からのお知らせ

トラック

輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、台風等による異常気象時下における輸送の目安を定めました。（令和2年2月28日）

昨今の異常気象が多発している状況を踏まえ、雨や風等の強さに応じた車両へ与える影響を示すとともに、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安について、通達として定めました。

参考：全日本トラック協会ホームページ（通達やリーフレットが掲載されています）

<http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/anzenkakuho202003.html>

自動車交通部貨物課からのお知らせ

トラック

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）

トラック運送業においては、トラックドライバー不足により物流が滞ることのないよう、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、第197回国会（臨時国会）において、議員立法により貨物自動車運送事業法の改正が行われました。

改正の概要

1. 規制の適正化

- ① 欠格期間の延長等
- ② 許可の際の基準の明確化
- ③ 約款の認可基準の明確化

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

- ① 輸送の安全に係る義務の明確化
- ② 事業の的確な遂行のための遵守義務の新設

3. 荷主対策の深度化

- ① 荷主の配慮義務の新設
- ② 荷主勧告制度（既存）の強化
- ③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【平成35年までの時限措置】

4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【平成35年までの時限措置】

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め告示出来る

施行日：1. 及び2. 令和元年11月1日 3. 令和元年7月1日 4. 令和元年12月14日 【標準的な運賃の告示日は令和2年4月24日】

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について(要請)

感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染対策について、徹底をお願いします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染等が確認された場合には、速やかに中部運輸局又は最寄りの運輸支局に対して御報告願います。

(参考)

内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ & A (一般の方向け)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/engine_fever_qa_00001.html

中部運輸局ホームページ「新型コロナウイルスの予防・まん延防止について」

http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/corona/corona_index.html

連絡先(電話番号)

- ・ 愛知運輸支局:052-351-5382
- ・ 静岡運輸支局:054-261-7622
- ・ 岐阜運輸支局:058-279-3715
- ・ 三重運輸支局:059-234-8412
- ・ 福井運輸支局:0776-34-1603
- ・ 中部運輸局自動車技術安全部保安・環境課
:052-952-8044
- ・ 国土交通省自動車局安全政策課
:03-5253-8111(代表)

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

新型コロナウイルス感染症対策下における アルコール検知器の取扱いについて(本省事務連絡)

1. アルコール検知器の除菌について

アルコール検知器を介しての感染に関し、新型コロナウイルスのみならず他の感染症については、ストローを使用者ごとに取り替える等により、使用者同士で直接的に接触しないことから、感染する可能性は極めて低いと考えられます。

このため、アルコール検知器を除菌することや、車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底することも一案です。除菌に際しては、機器によって適切な除菌方法が異なることから、自社で使用する検知器のメーカーに問い合わせることが適当です。(※1)

2. アルコール検知器の誤検知の防止について

手指や検知器をアルコールで除菌した直後にアルコール検知器を使用すると、揮発したアルコールにより誤検知する可能性があることから、必要に応じてアルコール検知器協議会の作成したチラシ(※2)を参考にすること、除菌後一定時間を置いてからアルコール検知器を使用すること等の措置を採ることが適当です。

(※1)問合先については、アルコール検知器協議会ホームページ内に掲載予定です。

(※2)アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器の使用にあたっての留意事項」(次のスライドも合わせてご参照ください)

<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>

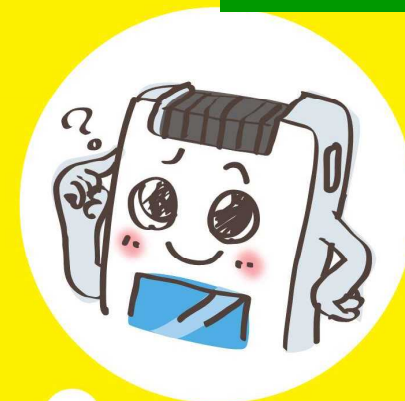
全業態

COVID-19

新型コロナウイルス対策に対応した アルコール検知器使用

にあたっての留意事項

新型コロナウイルスの対策として、手洗いとアルコール除菌が基本となっていますが、手指や検知器をアルコールで除菌した直後の測定による誤検知が散見されています。このため当協議会では、新型コロナウイルス対策を徹底しつつ、アルコール除菌による誤った判定を防ぐために、以下の4つの手順を推奨します。



手順①

手指を
アルコール除菌

手順②

石鹸で手指洗い



手順③

アルコール検知器
の使用

手順④

手指を
アルコール除菌

- ◎アルコール検知器を使用する際は、室内を事前に十分換気するか、風通しの良い環境を確保してください。
- ◎手指用のアルコール除菌剤は高濃度のアルコールが含まれており、特にジェルタイプの場合手指に付着したアルコールが完全に乾燥するまで時間がかかることがありますので、十分石鹸で手指洗いを行ってからアルコール検知器を使用してください。
- ◎また、アルコール検知器の近くに、アルコール消毒液又はアルコールを含む除菌剤や手指洗浄剤を置かないでください。
数値表示したり、数値がゼロに戻りにくくなる可能性があります。

※アルコール検知器の除菌方法は、各社の機器特性もありますので、ご使用メーカーにお問い合わせください。



アルコール検知器協議会
JAPAN BREATH ALCOHOL TESTING CONSORTIUM

バスの **シカク** にご用心

愛知運輸支局からお知らせ

全業態

停車中のバスの近くを
通行する際には、
引き続き、横断歩行者等に
ご注意ください
よろしくお願いいたします。

愛知県バス停留所安全性確保合同検討会

(事務局 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局輸送・監査担当)

https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/aichi/bus_stop/index.html



【安全・安心なバス利用のためのポイント】



焦りは禁物！

時間にゆとりあるご乗車を

バスへのかけこみ乗車やバスから急いで飛び出すのは事故のもとです。

余裕を持ってバスをご利用ください。



油断は禁物！

バス停周辺の交通にご注意を

バス降車時は自転車の通行に気をつけましょう。道路を横断する時は、横断歩道を渡りましょう。

毎月11日は
横断歩道の日！

発行 | 愛知県バス停留所安全性確保合同検討会

国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 / 中部地方整備局名古屋国道事務所 / 愛知県警察 / 愛知県 / 名古屋市 / 公益社団法人愛知県バス協会

旅客自動車運送事業運輸規則
貨物自動車運送事業輸送安全規則 の一部改正

全業態

整備管理者選任後研修の通知が廃止されました

今後選任後研修を受講する際は
事業者の管理の下以下①または②の時期に
計画的に受講させる必要があります

- ① 当該事業者において整備管理者として新たに選任した整備管理者の受講時期
 - ・ 選任届出をした年度又はその翌年度
- ② 研修を受けた整備管理者の次の受講時期
 - ・ 最後に研修を受けた年度の翌々年度（2年度ごと）

研修の受講は、各県の運輸支局へ申込期間中に受講申込
の上、受講していただく必要があります。

（研修実施日、申込期間等詳細については各運輸支局へお問い合わせください）

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について

旅客

●どんな時に速報するの？（対象となる事案の例）

発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国自総第319号、国自安第101号、国自環第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について（国土交通省自動車交通局長通達）に基づく速報（平成21年12月1日施行）等

《事 故》

- 1名以上の死者
- 5名以上の重傷者（乗客の場合は1名以上）
- 10名以上の負傷者
- 転覆、転落又は火災事故
- 鉄道車両（軌道車両を含む）と衝突・接触
- 酒気帯び運転（バス）、酒気帯びを伴う事故（タクシー）
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故

《事 件》

- バスジャック、その他テロ等の発生（犯行予告も含む）
- 乗客又は乗員に死者が出た事件
- 乗員による業務中の暴行事件
- 報道等で取り上げられるなどの社会的影響が大きい事件
- タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た事件

●何を速報するの？

- ・事業者名
- ・登録番号
- ・事業形態
- ・発生日時
- ・事故、事件の概要
- ・負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- ・発生場所
- ・乗客・乗員の人数及び負傷の程度
- ・乗客の国籍
- ・ツアーを企画した旅行会社（貸切のみ）
- ・負傷者の搬送先
- ・その他、判明している事項

●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報

営業所が所在する県の
運輸支局へご連絡ください

運輸支局 連絡先	連絡先の勤務時間内 （祝祭日を除く月曜～金曜の 8：30～17：15）		連絡先の勤務 時間外 （土・日及び祝 祭日含む）
	直通電話	FAX	
愛知 運輸支局	052- 351-5382	052- 369-2997	090- 1980-3186
静岡 運輸支局	054- 261-7622	054-262- 4345	090- 1980-2482
岐阜 運輸支局	058- 279-3715	058-270- 1065	080- 4123-1106
三重 運輸支局	059- 234-8411	059-238- 1281	090- 2187-9847
福井 運輸支局	0776- 34-1603	0776-34- 2221	090- 2138-1132

バスジャック発生時は090-3251-6775

（中部運輸局保安・環境課公用携帯）へ至急ご連絡願います

電話番号のおかけ間違いにご注意願います

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について

貨物

●どんな時に速報するの？（対象となる事案の例）

発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国自総第319号、国自安第101号、国自環第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について(国土交通省自動車交通局長通達)に基づく速報（平成21年12月1日施行）等

《事故》

- 2名以上の死者
- 5名以上の重傷者
- 10名以上の負傷者
- 酒気帯び運転を伴う事故
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等に取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故
- 事故による積載物※の飛散・漏洩

※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物

《事件》

- テロ等の発生（犯行予告も含む）
- 報道等に取り上げられるなど社会的影響が大きい事件

●何を速報するの？

- ・事業者名
- ・登録番号
- ・事業形態
- ・事故、事件の概要
- ・発生日時
- ・負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- ・発生場所
- ・積載物品名、数量及び漏洩した数量
- ※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物

・その他、判明している事項

●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報

営業所が所在する県の
運輸支局へご連絡ください

運輸支局 連絡先	連絡先の勤務時間内 （祝祭日を除く月曜～金曜の 8：30～17：15）		連絡先の勤務 時間外 （土・日及び祝 祭日含む）
	直通電話	FAX	
愛知 運輸支局	052- 351-5382	052- 369-2997	090- 1980-3186
静岡 運輸支局	054- 261-7622	054-262- 4345	090- 1980-2482
岐阜 運輸支局	058- 279-3715	058-270- 1065	080- 4123-1106
三重 運輸支局	059- 234-8411	059-238- 1281	090- 2187-9847
福井 運輸支局	0776- 34-1603	0776-34- 2221	090- 2138-1132

電話番号のおかけ間違いにご注意願います